

「伊予市シティブランドロゴマーク及びキャッチコピー」使用の手引き

伊予市が持つ良好なイメージを広くPRしていくためのブランドロゴが誕生しました。

この手引きでは、ロゴマークを使用する際の注意点をまとめておりますので、使用する際には十分ご留意ください。

1 使用できるロゴマークの種類

ロゴマークは、そのまま使用できる【基本デザイン】と、用途に応じて組み合わせやカラーを変更して使用する【アレンジデザイン】があります。お渡しできるデータは【基本デザイン1～3】を基本とします。

【基本デザイン】

基本デザイン1

ますます、いよし。



基本デザイン2



基本デザイン3

ますます、いよし。
伊予市



色指定

CM・F71(4版)

CM・165(18版)

CM・555(18版)

〈プロセス〉M70%+Y100% 〈プロセス〉M30%+Y100% 〈プロセス〉K80%

〈マーキングフィルム〉

〈マーキングフィルム〉

〈マーキングフィルム〉

VC9039(Viewcal9000)

VC902W(Viewcal9000)

VC90113(Viewcal9000)

【アレンジデザイン】

アレンジデザインとは、基本デザインで使用されているマークとロゴ（市が提供したデータ）の組み合わせを変えたり、背景色に応じて使用できるカラーバリエーション（グリーン・ブルー）を用いたものです。

ただし、組み合わせや文字サイズ等によって使用できない場合もありますので、申請時にご相談ください。

アレンジ例



マークの右横にロゴを配置したもの

使用不可な例

ロゴマークを組み合わせ使用しないデザインは不可。



カラーバリエーション

ますます、いよし。



ますます、いよし。



単色使用例

ますます、いよし。



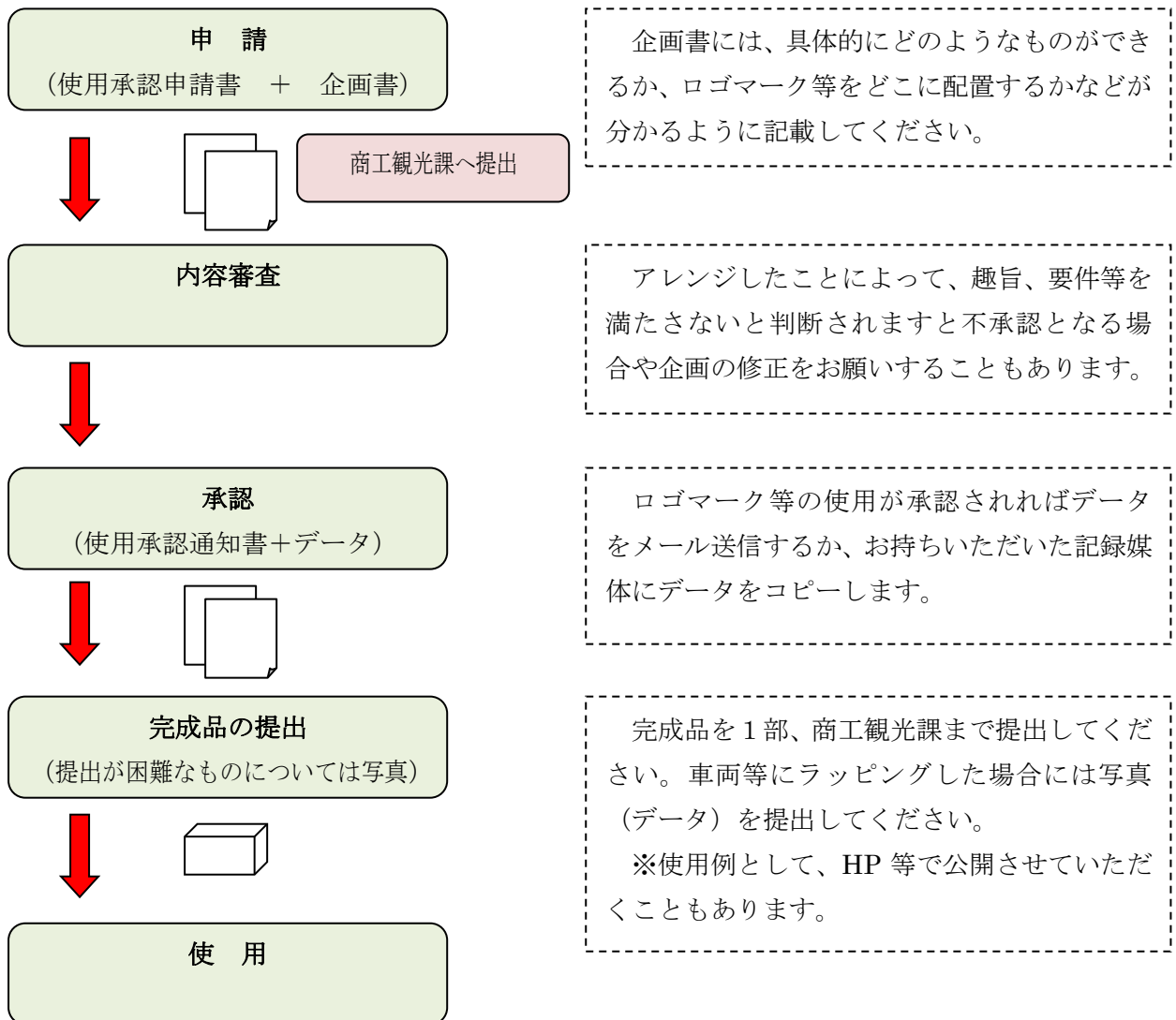
2 使用できるキャッチコピー



ますます、いよし。
やま、なみ、咲くまち
うま
美しまち、いよし。
山恋、海恋、町恋。
いよし、山よし、海よし。

3 使用手続き

【手続きの流れ】



4 使用例

次のような使用方法を想定していますが、その他にアイデアがありましたら、ぜひご提案ください。

使用者（例）	使用（例）
個人	電子メール、案内状、SNS 等
町内会・自治会	回覧板、お祭りのポスター、案内状等
学校	学園祭のポスター、ホームページ、冊子等
商店・店舗	のぼり、看板、包装紙、ポスター、メニュー、ホームページ等
農業従事者	包装紙、ポスター、ホームページ等
企業	社用車、社用機器、ポスター、ノベルティ、ホームページ、スタッフブルゾン等

※上記は、あくまでも想定される使用例です。

5 使用承認の要件

次に該当する場合は使用（承認）できません。

- ロゴマーク等の使用に伴い、伊予市の信用若しくは品位を害すると認められる場合、又はそのおそれがある場合
- ロゴマーク等を使用しようとする事業の内容が、法令若しくは公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- 政治、宗教、思想等のための活動に使用されるおそれがある場合
- 青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれがある場合
- ロゴマーク等の使用によって市民等に誤解又は混同を生じさせるおそれがある場合
- 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれがある場合
- 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていない場合
- 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第3号に規定する暴力団員等が使用されるおそれがある場合
- その他承認することが不適切と認められる場合

6 使用上の遵守事項（条件）等

遵守事項	<ul style="list-style-type: none">○ 市が提供する画像データのみを使用すること。○ 承認された内容のみ使用すること。○ ロゴマーク等の意匠、縦横比率、色、文字等の表記方法は、「伊予市シティブランドロゴマーク等使用マニュアル」に掲げる条件に従うこと。○ 第三者に使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。○ 商標法、意匠法等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。○ その他市長の指示する条件に従うこと。
使用料	無料
使用期間	最長1年間。ただし、延長の申し出があった場合は、原則、延長を認めます。 なお、運用上、期間終了日は、使用開始日の属する年度末日（3月31日）とします。

7 承認内容の取消し等

遵守事項等に反した利用をしたと認められた場合、当該使用承認を取消します。

8 その他の注意事項

◇市は、使用承認の申請に要した費用及び使用に実施に係る経費又は役務について負担しません。

◇市は、ロゴマーク等の使用を承認したことに起因する損失補償等について一切の責任を負いません。

◇ロゴマーク等を使用した物品等に関する事故、苦情等が発生した場合には、使用者本人の責任において必要な処理を行ってください。

◇ロゴマーク等の使用に際し、故意又は過失により市に損害を与えた場合には、生じた損害を賠償しなくてはなりません。

◇本手引きは、随時変更することがあります。

9 お問い合わせ・申請書等の提出先

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地 伊予市企画振興部商工観光課 電話：089-982-1120
--